

日南市スポーツ合宿補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ合宿の受入れを促進し、スポーツランド日南の推進及び地域経済の活性化を図るため、本市でスポーツ合宿を実施する市外のアマチュアスポーツ団体に対して、予算の定めるところにより補助金を交付することについて、日南市補助金等交付規則（平成21年日南市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体 小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、専修学校、大学、企業、地域等の部、クラブ、サークル、選抜チーム又はそれらに準じる団体をいう。ただし、アマチュア団体に限り、プロスポーツや日本代表チームは除く。
- (2) 宿泊施設 旅館業法第2条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業を行う施設をいう。ただし、バンガロー、コテージ及びキャンプ場等は除く。
- (3) 参加者 選手及び指導者等（部長、監督、コーチ、マネージャー等をいい、保護者及び付添人は含まない。）をいう。
- (4) 延べ宿泊数 宿泊者数に宿泊日数を乗じた延べ数

(補助対象の要件)

第3条 補助対象の要件は、本市でスポーツ合宿を実施する市外のアマチュアスポーツ団体で、次に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) スポーツ活動に関する合宿であること。
- (2) 市内の宿泊施設に宿泊する合宿であること。
- (3) 5名以上の団体で、参加者の延べ宿泊数が30泊以上であること。
- (4) スポーツ大会やイベント、会議への参加が目的ではないこと。
- (5) 営利を目的とする合宿ではないこと。
- (6) 宗教的又は政治的活動を目的とする合宿ではないこと。
- (7) 暴力団関係者ではないこと。

(補助金額)

第4条 補助金額は、合宿における参加者の延べ宿泊数に2,000円を乗じた額とする。ただし、1回当たり20万円を上限とする。

(合宿計画の事前承認申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として合宿開始日の14日前までに、日南市スポーツ合宿計画事前承認申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合には、この限りではない。

2 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、日南市スポーツ合宿計画事前承認通知書(別記様式第2号)を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 申請者は、第5条第2項の規定による通知を受けた場合において、合宿の中止等により補助金の交付を申請しないときは、速やかに取下書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請及び請求)

第7条 第5条第2項に規定による承認を受けた申請者は、原則として合宿終了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 日南市スポーツ合宿補助金交付申請書兼請求書(別記様式第4号)
- (2) 日南市スポーツ合宿実施報告書(別記様式第5号)
- (3) 宿泊証明書(別記様式第6号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び確定等)

第8条 市長は、前条の規定により、補助金の交付申請及び請求を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認められるときは、日南市スポーツ合宿補助金交付決定通知書兼確定通知書(別記様式第7号)により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定及び確定した場合は、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 合宿を実施しなかったとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他補助金の交付目的を達することができないと認められる事由が生じたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。